

別表(第3条関係)

1 訓練のための経費(月額)

施設区分	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合	対象経費
ア 就労移行支援事業所	3,150円	1,600円	訓練等を受けるために必要となる教材費等の購入費用
イ 自立訓練事業所	3,150円	1,600円	
ウ 指定視覚障害者更生施設 (あん摩、はり、きゅう科)	14,800円	7,400円	
エ 指定肢体不自由児更生施設	6,300円	3,150円	
オ 指定視覚障害者更生施設 (あん摩、はり、きゅう科を除く。)	6,300円	3,150円	
カ 指定聴覚、言語障害者更生施設	6,300円	3,150円	
キ 指定内部障害者更生施設	6,300円	3,150円	
ク 指定特定身体障害者授産施設	3,150円	1,600円	
ケ 指定特定身体障害者通所授産施設	3,150円	1,600円	

2 通所のための経費

対象施設・事業	日額
ア 指定肢体不自由者更生施設 イ 指定視覚障害者更生施設 ウ 指定聴覚・言語障害者更生施設 エ 指定内部障害者更生施設 オ 指定特定身体障害者授産施設 カ 指定特定身体障害者通所授産施設 キ 就労移行支援事業 ク 自立訓練事業	280円